

# 重要事項説明書（介護保険・介護予防訪問看護）

## 1 事業所概要

|         |  |
|---------|--|
| 事業所名称   | 訪問看護ステーション くらかみ                        |
| 管理者名    | 小郷 寿美代                                 |
| 事業所の所在地 | 新見市高尾2306番地の5                          |
| 事業所番号   | 3361090016                             |
| 電話番号    | TEL (0867)71-0310<br>FAX (0867)72-5119 |

## 2 事業の目的と運営方針

### （事業の目的）

病気やけが等により、家庭において寝たきりあるいは寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護が必要と認めた方に対し、看護師等が訪問して、サービスを提供します。サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状態を踏まえるとともに、利用者の意思を尊重し、生活の質の確保を重視して、健康管理、日常生活動作の維持・回復を図り、快適な在宅生活が維持できるように支援することを目的とします。

### （運営の方針）

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の居宅介護支援事業所・居宅介護サービス事業所との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。また、緊急の事態にも柔軟に対応できる体制としています。

①このサービスの提供にあたっては、あなたの要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、また、要介護状態となることを予防するよう、適切なサービスを提供します。

②サービスの提供は、懇切丁寧に行うとともに、分かりやすいように説明します。ご理解いただけない場合は、いつでも担当職員に遠慮なくおたずねください。

③サービスの提供にあたっては、訪問看護計画書に基づいて、利用者の機能の維持回復を図れるよう実施いたします。

④訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示により行います。

⑤当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

⑥利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたっては、知り得た利用者及び家族の秘密は漏らしません。ただし、サービス担当者会議等必要に応じて個人情報を利用（インターネットコミュニケーションツールによる情報共有を含む）させていただく場合があります。

## 3 通常の事業実施地域 新見市

## 4 職員体制

|             |      |
|-------------|------|
| 看護師         | 3名以上 |
| 理学療法士・作業療法士 | 1名以上 |
| 看護助手        | 1名以上 |

( 担当職員の変更)

①利用者及び家族は、いつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、担当職員を変更させていただきます。

②当事業所は、担当の訪問看護職員が退職するなどの必要に応じて、担当の訪問看護職員を変更することがあります。その場合は、事前に利用者及び家族の了解を得ます。

5 営業時間

月曜日～金曜日 8時～17時

土曜日 8時～12時

祝・祭日・年末年始(12月31日・1月2・3日)を除く

ただし、電話等により、24時間対応が可能な体制をとっています。

6 利用料

市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

◎利用者一部負担金(一割負担の場合)

| サービスの種類        | 1割負担   |
|----------------|--------|
| ☆20分未満(利用条件あり) | 303円   |
| ☆30分未満         | 451円   |
| ☆30分以上1時間未満    | 794円   |
| ☆1時間以上1時間30分未満 | 1,090円 |

| 加算の種類  | 1割負担             |
|--|------------------|
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）<br>★研修等を実施しており7年以上勤続年数<br>ある者が30%以上配置されている場合 | 6円               |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）<br>★研修等を実施しており3年以上勤続年数<br>ある者が30%以上配置されている場合 | 3円               |
| 早朝（6時～8時）<br>・夜間（18時～22時）加算                                  | 25%加算            |
| 深夜（22時～6時）加算   | 50%加算            |
| 緊急時訪問看護加算Ⅰ（月1回）  | 600円             |
| 緊急時訪問看護加算Ⅱ（月1回）  | 574円             |
| ★希望者のみ   |                  |
| 特別管理加算（Ⅰ）（月1回）   | 500円             |
| 特別管理加算（Ⅱ）（月1回）   | 250円             |
| ★厚生労働大臣が定めた状態の方  |                  |
| 長時間介護予防訪問看護加算<br>★特別管理加算対象の方で<br>1時間30分以上実施した場合              | 300円             |
| 複数名訪問加算（Ⅰ）（30分未満）<br>（30分以上）                                 | 254円加算<br>402円加算 |
| ★看護師等が同時に介護予防訪問看護を行う場合                                       |                  |
| 複数名訪問加算（Ⅱ）（30分未満）<br>（30分以上）                                 | 201円加算<br>317円加算 |
| ★看護師等と看護補助者が同時に<br>介護予防訪問看護を行う場合                             |                  |
| 初回加算Ⅰ  | 350円             |
| 初回加算Ⅱ  | 300円             |
| 退院時共同指導加算<br>★特別な管理を要するものは月2回まで可                             | 600円             |
| 看護体制強化加算   | 100円             |
| 口腔連携強化加算   | 50円              |

◎その他利用料 利用者の全額負担となります。

- ・介護用品は実費
- ・死後の処置料 10,000円

- ①訪問看護サービスの提供を、准看護職員が行った場合、90%で算定します。
- ②提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、介護報酬全額をお支払いいただきます。
- ③当事業所は、あなたに対しサービス提供月の翌月上旬に、前月の利用料等を請求させていただきます。
- ④利用料は、請求書を送付した月の月末までにお支払いください。

(現金払い・口座引き落としのどちらでも可能)

領収書は医療費控除の対象となりますので、大切に保管して下さい。

⑤キャンセル料は、いたしません。

## 7 相談・苦情等

サービスご利用にあたってのご相談や苦情等もお受けしております。お気軽にお申し付け下さい。又、当事業所以外でも、新見市又は岡山県国民健康保険団体連合会に相談・苦情を申し立てる事が出来ます。

◆施設窓口 訪問看護ステーションくろかみ  
電 話 (0867) 71-0310  
もしくは、080-1901-7485  
担 当 者 名 小郷 寿美代  
受 付 時 間 月曜日～金曜日 8時～17時  
土曜日 8時～12時

◆公的窓口 新見市役所高齢者支援課  
新見市新見310-3  
電 話 (0867) 72-3148

岡山県国民健康保険団体連合会  
岡山市北区桑田17番5号  
電 話 (086) 223-8811

## 8 緊急時・事故発生時の対応方法

①必要な情報を把握後、速やかに主治医・家族・市町村・ケアマネージャー等への連絡を行うとともに、必要な対応をさせていただきます。

②訪問看護サービスの提供に伴う、当事業所の責に帰すべき事由によって発生した損害につきましては、速やかに利用者等に対して損害を賠償させていただきます。

## 9 非常災害時の対応方法

①災害の状況により予告なく訪問を打ち切ることもあります。

②実際に地震等の災害が発生したときは、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。

③災害のための緊急依頼は対応できません。

## 10 虐待防止の推進について

当事業所では、利用者等の人権・虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

## 11 サービスの終了について

①利用者のご都合でサービスを終了する場合  
お申し出くだされば、いつでも解約できます。

- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は他の訪問看護事業所をご紹介します。
- ③ 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他
- ・利用者又はその家族が当事業所職員に対してハラスメント（例：暴行、暴言、誹謗中傷等）に該当する行為をした場合
  - ・天災、災害等その他やむを得ない事情により、当事業所を利用されることができない場合

当事業所は、利用者に対する居宅サービスの提供開始にあたり、利用者（利用者の家族）に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

居宅サービス事業所

所在地 新見市高尾2306番地の5

名称 訪問看護ステーション くろかみ 印

説明者氏名 印

私は、重要事項説明書の交付及び内容説明を受け、介護予防訪問看護事業の提供を受けることに同意します。

また、重要事項説明書に記載された利用目的のために、私の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

利用者が介護予防訪問看護事業の提供を受けることに伴い、重要事項説明書に記載された利用目的のために、利用者の家族の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

利用者の家族 住所

氏名 印

当事業所は重要事項説明書に定める義務を誠実に履行します。

所在地 岡山県新見市高尾 2306-5

名称 訪問看護ステーション くろかみ

代表者 管理者 小郷 寿美代

電話 (0867) 71-0310

FAX (0867) 72-5119 \*署名、押印なしの場合同意を得た方法

説明者

---

# 重要事項説明書（介護保険・訪問看護）

## 1 事業所概要

|         |  |
|---------|--|
| 事業所名称   | 訪問看護ステーション くらかみ                        |
| 管理者名    | 小郷 寿美代                                 |
| 事業所の所在地 | 新見市高尾2306番地の5                          |
| 事業所番号   | 3361090016                             |
| 電話番号    | TEL (0867)71-0310<br>FAX (0867)72-5119 |

## 2 事業の目的と運営方針

### （事業の目的）

病気やけが等により、家庭において寝たきりあるいは寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護が必要と認めた方に対し、看護師等が訪問して、サービスを提供します。サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状態を踏まえるとともに、利用者の意思を尊重し、生活の質の確保を重視して、健康管理、日常生活動作の維持・回復を図り、快適な在宅生活が維持できるように支援することを目的とします。

### （運営の方針）

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の居宅介護支援事業所・居宅介護サービス事業所との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。また、緊急の事態にも柔軟に対応できる体制としています。

- ①このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するよう、適切なサービスを提供します。
- ②サービスの提供は、懇切丁寧に行うとともに、分かりやすいように説明します。  
ご理解いただけない場合は、いつでも担当職員にご遠慮なくおたずねください。
- ③サービスの提供にあたっては、訪問看護計画書に基づいて、利用者の機能の維持回復を図れるよう実施いたします。
- ④訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示により行います。
- ⑤当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
- ⑥利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたっては、知り得た利用者及び家族の秘密は漏らしません。ただし、サービス担当者会議等必要に応じて個人情報を利用（インターネットコミュニケーションツールによる情報共有を含む）させていただく場合があります。

## 3 通常の事業実施地域 新見市

## 4 職員体制

|             |      |
|-------------|------|
| 看護師         | 3名以上 |
| 理学療法士・作業療法士 | 1名以上 |
| 看護助手        | 1名以上 |

( 担当職員の変更)

- ①利用者及び家族は、いつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、担当職員を変更させていただきます。
- ②当事業所は、担当の訪問看護職員が退職するなどの必要に応じて、担当の訪問看護職員を変更することがあります。その場合は、事前に利用者及び家族の了解を得ます。

5 営業時間

月曜日～金曜日 8時～17時

土曜日 8時～12時

祝・祭日・年末年始(12月31日・1月2・3日)を除く

ただし、電話等により、24時間対応が可能な体制をとっています。

6 利用料

市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合により、金額が異なります

◎利用者一部負担金 (一割負担の場合)

| サービスの種類        | 1割負担   |
|----------------|--------|
| ☆20分未満(利用条件あり) | 314円   |
| ☆30分未満         | 471円   |
| ☆30分以上1時間未満    | 823円   |
| ☆1時間以上1時間30分未満 | 1,128円 |

☆理学療法士等による訪問看護 1回あたり20分 294円

(週に6回を限度とし、1日2回を超えて行う場合は90%で算定します)

| 加算の種類  | 1割負担             |
|--|------------------|
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）<br>★研修等を実施しており7年以上勤続年数<br>ある者が30%以上配置されている場合 | 6円               |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）<br>★研修等を実施しており3年以上勤続年数<br>ある者が30%以上配置されている場合 | 3円               |
| 早朝（6時～8時）<br>・夜間（18時～22時）加算                                  | 25%加算            |
| 深夜（22時～6時）加算   | 50%加算            |
| 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（月1回）  | 600円             |
| 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（月1回）  | 574円             |
| ★希望者のみ   |                  |
| 特別管理加算（Ⅰ）（月1回）   | 500円             |
| 特別管理加算（Ⅱ）（月1回）   | 250円             |
| ★厚生労働大臣が定めた状態の方  |                  |
| 長時間訪問看護加算<br>★特別管理加算対象の方で<br>1時間30分以上実施した場合                  | 300円             |
| 複数名訪問加算（Ⅰ）（30分未満）<br>（30分以上）                                 | 254円加算<br>402円加算 |
| ★2人の看護師等が同時に<br>訪問看護を行う場合<br>複数名訪問加算（Ⅱ）（30分未満）<br>（30分以上）    | 201円加算<br>317円加算 |
| ★看護師等と看護補助者が同時に<br>訪問看護を行う場合                                 |                  |
| ターミナルケア加算  | 2,500円           |
| 初回加算（Ⅰ）  | 350円             |
| 初回加算（Ⅱ）  | 300円             |
| 退院時共同指導加算<br>★特別な管理を要するものは月2回まで可                             | 600円             |
| 看護体制強化加算（Ⅰ）  | 550円             |
| 看護体制強化加算（Ⅱ）  | 200円             |
| 口腔連携強化加算（月1回）  | 50円              |

◎その他利用料 利用者の全額負担となります。

- ・介護用品は実費
- ・死後の処置料・・・10,000円

①訪問看護サービスの提供を、准看護職員が行った場合、90%で算定します。

②提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、

介護報酬全額をお支払いいただきます。

③当事業所は、あなたに対しサービス提供月の翌月上旬に、前月の利用料等を請求させていただきます。

④利用料は、請求書を送付した月の月末までにお支払いください。

(現金払い・口座引き落としのどちらでも可能)

領収書は医療費控除の対象となりますので、大切に保管してください。

⑤キャンセル料は、いたしません。

## 7 相談・苦情等

サービスご利用にあたってのご相談や苦情等もお受けしております。お気軽にお申し付け下さい。又、当事業所以外でも、新見市又は岡山県国民健康保険団体連合会に相談・苦情を申し立てる事が出来ます。

◆施設窓口 訪問看護ステーションくろかみ  
電 話 (0867) 71-0310  
もしくは、080-1901-7485  
担当者名 小郷 寿美代  
受付時間 月曜日～金曜日 8時～17時  
土曜日 8時～12時

◆公的窓口 新見市役所高齢者支援課  
新見市新見310-3  
電 話 (0867) 72-3148

岡山県国民健康保険団体連合会  
岡山市北区桑田17番5号  
電 話 (086) 223-8811

## 8 緊急時・事故発生時の対応方法

①必要な情報を把握後、速やかに主治医・家族・市町村・ケアマネージャー等への連絡を行うとともに、必要な対応をさせていただきます。

②訪問看護サービスの提供に伴う、当事業所の責に帰すべき事由によって発生した損害につきましては、速やかに利用者等に対して損害を賠償させていただきます。

## 9 非常災害時の対応方法

①災害の状況により予告なく訪問を打ち切ることもあります。

②実際に地震等の災害が発生したときは、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。

③災害のための緊急依頼は対応できません。

## 10 虐待防止の推進について

当事業所では、利用者等の人権・虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

## 1.1 サービスの終了について

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合  
お申し出くだされば、いつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は他の訪問看護事業所をご紹介します。
- ③ 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他
  - ・利用者又はその家族が当事業所職員に対してハラスメント（例：暴行、暴言、誹謗中傷等）に該当する行為をした場合
  - ・天災、災害等その他やむを得ない事情により、当事業所を利用されることができない場合

当事業所は、利用者に対する居宅サービスの提供開始にあたり、利用者（利用者の家族）に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

居宅サービス事業所

所在地 新見市高尾2306番地の5

名称 訪問看護ステーション くろかみ 印

説明者氏名 印

私は、重要事項説明書の交付及び内容説明を受け、訪問看護事業の提供を受けることに同意します。

また、重要事項説明書に記載された利用目的のために、私の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

利用者が訪問看護事業の提供を受けることに伴い、重要事項説明書に記載された利用目的のために、利用者の家族の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

利用者の家族 住所

氏名 印

当事業所は重要事項説明書に定める義務を誠実に履行します。

所在地 岡山県新見市高尾 2306-5

名称 訪問看護ステーション くろかみ

代表者 管理者 小郷 寿美代

電話 (0867) 71-0310

FAX (0867) 72-5119 \*署名、押印なしの場合同意を得た方法

説明者

---

# 重要事項説明書（医療保険・訪問看護）

## 1 事業所概要

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 事業所名称   | 訪問看護ステーション くろかみ   |
| 管理者名    | 小郷 寿美代            |
| 事業所の所在地 | 新見市高尾2306番地の5     |
| 事業所番号   | 3361090016        |
| 電話番号    | TEL (0867)71-0310 |
|         | FAX (0867)72-5119 |

## 2 事業の目的と運営方針

### （事業の目的）

病気やけが等により、家庭において寝たきりあるいは寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護が必要と認めた方に対し、看護師等が訪問して、サービスを提供します。サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状態を踏まえるとともに、利用者の意思を尊重し、生活の質の確保を重視して、健康管理、日常生活動作の維持・回復を図り、快適な在宅生活が維持できるように支援することを目的とします。

### （運営の方針）

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の居宅介護支援事業者・居宅介護サービス事業者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

また、緊急の事態にも柔軟に対応できる体制としています。

- ①このサービスの提供にあたっては、あなたの状態の軽減もしくは悪化の防止となるよう、適切なサービスを提供します。
- ②サービスの提供は、懇切丁寧に行うとともに、分かりやすいように説明します。ご理解いただけない場合は、いつでも担当職員に遠慮なくおたずねください。
- ③サービスの提供にあたっては、訪問看護計画書に基づいて、利用者の機能の維持回復を図れるよう実施いたします。
- ④訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示により行います。
- ⑤当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
- ⑥利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたっては、知り得た利用者及び家族の秘密は漏らしません。ただし、サービス担当者会議等、必要に応じて個人情報を利用させていただく場合があります。

## 3 通常の事業実施地域 新見市

## 4 職員体制

|             |      |
|-------------|------|
| 看護師         | 3名以上 |
| 理学療法士・作業療法士 | 1名以上 |
| 看護助手        | 1名以上 |

## 担当職員の変更

- ①利用者及び家族は、いつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、担当職員を変更させていただきます。
- ②当事業所は、担当の訪問看護職員が退職するなどの必要に応じて、担当の訪問看護職員を変更することがあります。その場合は、事前にあなたの了解を得ます。

## 5 営業時間

月曜日～金曜日 8時～17時

土曜日 8時～12時

祝・祭日・年末年始(12月31日・1月2・3日)を除く

ただし、電話等により、24時間対応が可能な体制をとっています。

## 6 利用料

### 〔基本料金〕

|                    |                   |                            |
|--------------------|-------------------|----------------------------|
| 通常の訪問看護<br>(90分以内) | ・後期高齢者の方<br>・一般の方 | 訪問看護費用の1～3割<br>訪問看護費用の2～3割 |
|--------------------|-------------------|----------------------------|

### 〔加算〕

- ・早朝(6時～8時)夜間(18時～22時)と、深夜(22時～6時)は加算あり
- ・24時間対応体制加算(希望者のみ)
- ・特別管理加算(厚生労働大臣が定めた状態の方)
- ・難病等複数回訪問加算(厚生労働大臣が定めた状態の方)
- ・複数名訪問看護加算(厚生労働大臣が定めた状態の方)  
同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合
- ・特別管理指導加算(利用対象者の指定あり)
- ・長時間訪問看護加算(利用対象者の指定あり)  
1回の訪問看護時間が90分を超える場合週1回
- ・乳幼児加算(0歳以上6歳未満)
- ・退院時共同指導加算(厚生労働大臣が定めた状態の方)
- ・退院支援指導加算(厚生労働大臣が定めた状態の方)
- ・在宅患者緊急時等カンファレンス加算
- ・在宅患者連携指導加算
- ・訪問看護ターミナルケア療養費1, 2
- ・訪問看護情報提供療養費
- ・特別地域訪問看護加算

### 〔差額料金〕

- ・利用者の希望により90分を超える訪問看護については、週2回目から1時間毎1000円加算
  - ・休日は基本料金に1000円加算
- 〔その他利用料〕 利用者の全額負担となります。
- ・介護用品は実費
  - ・死後の処置料 10,000円

## 〔交通費〕

ステーションからの実走距離の片道料金のみご負担をお願いします。

|                 |      |
|-----------------|------|
| 片道 2 kmまで       | 100円 |
| 片道 2 km～ 4 km   | 150円 |
| 片道 4 km～ 8 km   | 200円 |
| 片道 8 km～ 15 km  | 250円 |
| 片道 15 km～ 17 km | 300円 |
| 片道 17 km～ 19 km | 350円 |
| 片道 19 km～ 21 km | 400円 |
| 片道 21 km～ 23 km | 450円 |
| 片道 23 km以上      | 500円 |

- ①当事業所は、あなたに対しサービス提供月の翌月上旬に、前月の利用料等を請求させていただきます。
- ②利用料は、請求書を送付した月の月末までにお支払いください。  
(現金払い・口座引き落としのどちらでも可能)  
領収書は医療費控除の対象になりますので、大切に保管してください。
- ③キャンセル料は、いたしません。

## 7 相談・苦情等

サービスご利用に当たってのご相談や苦情等もお受けしております。お気軽にお申し付けください。

- \* 施設窓口 訪問看護ステーションくろかみ  
電話 (0867) 71-0310  
もしくは、080-1901-7485  
担当者名 小郷 寿美代  
受付時間 月曜日～金曜日 8時～17時  
土曜日 8時～12時
- \* 公的窓口 新見市役所高齢者支援課  
新見市新見310-3  
電話 (0867) 72-3148

## 8 緊急時・事故発生時の対応方法

- ①必要な情報を把握後、主治医・家族・市町村・ケアマネージャー等への連絡を行うとともに、必要な対応をさせていただきます。
- ①訪問看護サービスの提供に伴う、当事業所の責に帰すべき事由によって発生した損害につきましては、速やかに利用者等に対して損害を賠償させていただきます。

## 9 非常災害時の対応方法

- ①災害の状況によりできる限りの安全確保をした上で、訪問を打ち切ることもあります。
- ②実際に地震等の災害が発生したときには、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。
- ②災害のための緊急依頼は対応できません。

## 10 虐待防止の推進について

当事業所では、利用者等の人権・虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

## 11 サービスの終了について

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合  
お申し出くだされば、いつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は他の訪問看護事業所をご紹介します。
- ③ 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他
  - ・利用者又はその家族が当事業所職員に対してハラスメント（例：暴行、暴言、誹謗中傷等）に該当する行為をした場合
  - ・天災、災害等その他やむを得ない事情により、当事業所を利用されることができない場合

当事業所は、利用者に対する居宅サービスの提供開始にあたり、利用者（利用者の家族）に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

居宅サービス事業所

所在地 新見市高尾2306番地の5

名称 訪問看護ステーション くろかみ 印

説明者氏名 印

私は、重要事項説明書の交付及び内容説明を受け、訪問看護事業の提供を受けることに同意します。

また、重要事項説明書に記載された利用目的のために、私の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

利用者が訪問看護事業の提供を受けることに伴い、重要事項説明書に記載された利用目的のために、利用者の家族の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

利用者の家族 住所

氏名 印